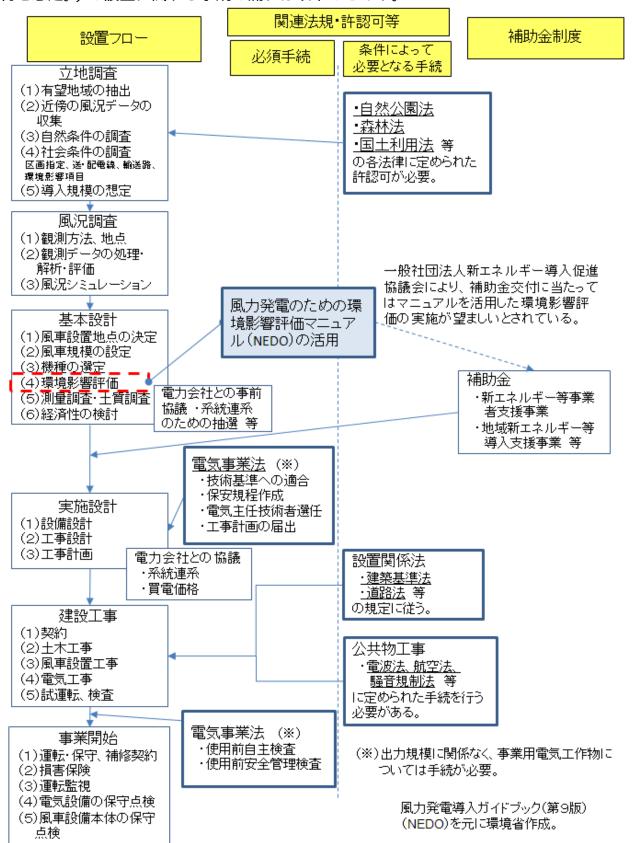
## 前回までの指摘事項について(風力発電施設の設置に関する手続について)

風力発電施設(NEDO マニュアル対象となる出力規模 10,000kW 以上の事業用電気工作物を想定。)の設置に関する手続の流れは以下のとおり。



## (参考)風力発電所を対象とする環境影響評価条例等の対応状況

(第2回環境影響評価専門委員会 資料4-3 抜粋)

環境影響評価条例において、発電所の設置又は変更の事業として風力発電施設を対象にしている地方公共団体は、下表のとおり都道府県が4団体、政令指定都市が3団体となっている。このうち、これまで実際に環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例は、福島県の4件(うち1件は手続き中) 長野県の1件(手続き中) 兵庫県の1件(手続き中)となっている。

また、発電所の設置又は変更の事業としては風力発電施設を対象として明記していないものの、岐阜県では高層工作物の建設の事業として環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例が2件(うち1件は手続き中に中断)あり、三重県では工場または事業場の新設の事業として環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例が3件(うち2件は手続き中)ある。

以上より、これまで我が国において、環境影響評価条例を風力発電施設に適用した事例は計11件(うち5件は手続き中、1件は手続き中に中断)となっている。

## 条例の制定状況と実施件数

地方公共団 体名	事業種	規模要件	実施 件数
福島県	風力発電所	第1区分事業:出力1万kW以上又は風車の台数15台以上	4
		第2区分事業:出力7,000kW以上1万kW未満又は風車の台数	
		10 台以上 14 台以下	
長野県	風力発電所の建設	出力 1万 k₩ 以上	1
岐阜県	高層工作物又は高層	高層工作物又は高層建築物の建設(接する地盤からの高さが	2
	建築物の建設	50m以上のもの)	
三重県	工場又は事業場	事業の用に供する敷地面積が 20ha 以上であるもの	3
兵庫県	風力発電所の建設	県下一律 1500kW 以上、自然公園等特別地域 500kW 以上	1
長崎県	風力発電所	総出力 15,000kW 以上 又は 風車 10 台以上	無
川崎市	電気工作物の新設	電気工作物のうち発電の用に供するものの新設であって、当	無
		該電気工作物の出力が 50,000 キロワット以上のもの	
		*第1種行為:電気工作物の出力が100,000キロワット以上	
		のもの	
		*第2種行為:電気工作物の出力が 100,000 キロワット未満	
		のもの	
名古屋市	発電所の建設	事業:発電所の建設	無
		規模:5万 kW 以上	
神戸市	発電所の建設	出力 2 万 kW 以上である発電所の新設または増設	無
		ただし,兵庫県の「環境影響評価に関する条例」に定める	
		対象事業であって,「神戸市環境影響評価に関する条例」で	
		対象となっていない事業についても,神戸市の条例に基づき,	
		アセスメントの手続を行うこととなっている	